

那須塩原市議会基本条例の概要

「那須塩原市議会基本条例」は、議員提出議案として平成24年第2回定例会に提出し、3月2日の本会議において、全会一致をもって可決しました。

那須塩原市議会では、分権時代にふさわしい議会とするため、平成21年6月に議会活性化検討特別委員会を発足させ、さまざまな改革案を提案しているところです。

特に、この条例にあたっては、市民の負託にこたえるべく、真の地方自治の実現を目指すこと、市議会が自らを律しなければならないこと、市民参加を拡大することを議会の最高規範と位置づけ、幾多の議論を重ね制定されたものです。

この条例の概要については、

第1に、議会の基本理念及び議員の活動原則を定め、議会の役割を明確にし、真の地方自治の実現を目指すため、自治体事務の論点や課題を広く市民に明らかにすることを目的としています。

第2に、議会は情報公開、独自政策の立案及び議会改革の継続に取り組むとともに、議員は市民全体の福祉向上のため、一部の市民、団体及び地域に偏ることなく、議会活動の説明責任、議員間討議の推進、議員自らの資質向上に努めるものとしています。

第3に、議会と市民の関係について、議会は、市民への説明責任を果たすこと、市民の意見を反映することができるよう、市民の参画する機会の確保（議会報告会、参考人公聴会制度など）に努めるものとしています。

第4に、議会と市長等との関係については、二元代表制の下、議会は市長等とは独立して対等な関係を構築し、常に牽制しながら均衡と調和の保持に努めるものとしています。

その他、政務調査費の活用と公開、議会事務局の機能強化、議員の政治倫理の確保、議員定数の改正、議会制度・運営の継続見直しなどについて規定しています。

なお、議会は、この条例の目的が達成されているかを必要に応じ検証し、適正な措置を講じるものとしています。